

はもりあ通信

第1回

～男女共同参画推進条例施行から10年が経ちました～

こんにちは、男女共同参画課です。
平成18年4月1日に「四日市市男女共同参画推進条例」が施行され、今年でちょうど10年になります。
そもそも「男女共同参画」とは、性別に関わりなく誰もが平等に扱われ、社会のあらゆる分野の活動に参画し、共に責任を担うという考え方です。条例でも、この男女共同参画社会の実現を目指しています。

「男らしさ」「女らしさ」にとらわれず、「自分らしさ」を見つけるための男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを紹介します。

条例施行から10年が経ちますが、未だ社会には性別による固定的役割分担意識が残っていて、男女に平等な参画の機会と待遇が確保されているとは言えません。
意識や価値観は、幼少期から家庭や学校、地域社会など、育まれる環境からの影響を受けながら形成されていきます。男女共同参画社会の実現には、私たちの意識や価値観の変化、そして社会環境の変化も重要になってきます。
また、男女共同参画に向けた取り組みは女性のための施策と認識されがちですが、その推進は男性にとっ

ても生きやすい社会の実現にもつながることを、ぜひ知っていただきたいと思います。
男女共同参画社会の実現のためには、市だけでなく、市民、そして事業者の皆さんの取り組みが必要です。誰もが能力に応じて力を発揮できる社会を目指し、一緒に取り組んでいきましょう。



問い合わせ先
男女共同参画課
(☎354-8331 FAX354-8339)

バリアのないまちを目指して

第1回

～「不当な差別的取り扱い」と「合理的な配慮の提供」～

「障害のある人に対する偏見や差別はいけない」ことは分かっていますが、結果的に差別的状況を生み出していることもあります。
例えば、イベントを開催する時に、階段でしか入れない会場では、車いす利用者の参加が困難な場合もあります。また、音声のみの案内では、聴覚に障害のある人は情報を得ることが難しいかもしれません。このよ

平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されました。バリア(障壁)がなく、誰もが暮らしやすいまちを目指す取り組みを紹介します。

【障害者差別解消法のポイント】

	不当な差別的取り扱い	障害のある人への合理的な配慮
国の行政機関・地方公共団体など	禁止 不当な差別的取り扱いが禁止されます。	法的義務 障害のある人に対し、合理的な配慮を行わなければなりません。
民間事業者 <small>※民間事業者には、個人事業者、NPOなどの非営利事業者も含まれます</small>	禁止 不当な差別的取り扱いが禁止されます。	努力義務 障害のある人に対し、合理的な配慮を行うよう努めなければなりません。

うな時、スロープを設けて段差を解消したり、文字による情報提供を行ったりするなど、状況に応じて対応することで、差別的な状況は大きく解消されていきます。
障害者差別解消法では、障害のある人に対して、障害を理由にサービスの提供を拒否するなど、不当な差別的取り扱いをすることを禁止して

います。また、差別的な状況を改善するための配慮がなされることを呼び掛けています。
障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすいまちづくりに向けて、一緒に考えていきませんか。

問い合わせ先
障害福祉課
(☎354-8527 FAX354-3016)

有料広告掲載欄

お子さまの教育資金を
日本政策金融公庫がサポート!

国の教育ローン

高校、短大、大学、専修学校等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子さま1人につき**350万円以内**を、固定金利(年2.05%(平成28年3月1日現在))で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることができます。入学金、授業料、教科書代、下宿先のアパート・マンションの敷金・家賃など幅広くお使いいただけます。

JFC 日本政策金融公庫 四日市支店 【ご相談・お問い合わせは】教育ローンコールセンター
☎ 059-352-3122 平日9:00～17:00
詳しくはWebで! [国の教育ローン](#) 検索

0570-008656 月～金曜日/9:00～21:00
ハローコール 土曜日/ 9:00～17:00

本欄は広告であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。